

第7回泉南市自治基本条例検討委員会会議録

日時 平成23年10月17日(月)午後6時30分~8時30分
場所 泉南市役所別館 1階 第1会議室
・出席委員 9名
・事務局 政策推進課長、政策推進課課長代理、企画係長、企画係主任

<村田委員長> 定刻となり出席委員もそろったようなので、本日の委員会を開始する。

<事務局> お仕事等お疲れのところ、ありがとうございます。委員の皆様のご熱心なご討議をいただき、本日で7回目の委員会となりました。委員会での討議を踏まえ、自治基本条例素案を作成していくこととなります。皆様のご熱心さに応えるため、事務局としましてもこれを端緒に泉南市の自治のありようが変わる、または変えるような条例となるよう努力してまいりますので、今後の委員会もどうかよろしくお願いします

さて、本日は「市民の権利と責務」についてご討議いただきますが、前回の「市民参画と協働」について一方のグループではまとめの途中でしたので、それも含めてご討議いただきます。では、委員長お願いします。

村田委員長より本日の議題および進行について説明

<村田委員長> 最初30分程度を使い2つのグループの進捗をそろえたい。前回、まとめに至らなかったグループはまとめる作業に注力し、もう一方のグループは前回の議論を深める作業をしてもらいたい。

本日は「市民の権利と責務」についても討議を行う。市民と行政の協働ということが今日、大きなテーマとなっている。言葉だけでなく本当の意味での市民の役割、行政の役割が問われている。これまで行政へ要望することが中心であった市民の役割が変わってきた。市民が市民としてできること、またその責任が問われる時代になってきている。一方、そうして市民が成熟する中で行政とともに成熟していかなければならない。後半はそのあたりを考慮して討議してもらいたい。

では30分後を目途に前回の続きを両グループから発表をしてもらうので、作業にかかってほしい。

- ・両グループそれぞれの作業を行う

<村田委員長> まだ十分にまとめきっていないようだが、時間がきたので各グループの討議結果の発表を行って欲しい。前回完了していたグループから発表し、もう一方は付け加えるべきことがあればそれを中心に発表してほしい。

《市民参画と協働》

グループ1

【意見等】

（「現状と問題点」）

- ・協働できている分野とできていない分野がある
- ・ボランティア意識が低い
- ・慣例化、マンネリ化
- ・無関心層が多い
- ・若者の関心度をどうアップするか
- ・現行のパブリックコメント制度は寄せられる数が少ない

【実現するためには】

- ・若者をどうやって参画させるか
- ・市民との意見交換が重要
- ・青少年の参画を促進する為、学校等の協力をいただく学校への働きかけ
- ・子ども、若者、高齢者とのつながり
- ・行政の市民への政策をわかりやすくする
- ・テーマごとに行政と市民との集会を開催する

<行政側>

- ・審議会等の委員の公募制
- ・参画する場の確保
- ・提案制度（結果の公表）
- ・魅力ある行事
- ・市民企画の仕組、窓口の設置
- ・条例で市民参画を義務づける
- ・パブコメへの事前の広報活動
- ・情報発信の工夫（見せる、楽しい、わかりやすい）

グループ2

【意見等】

(「現在の市民参画、協働の状況」)

- ・公募の参加が少ない
- ・市民の関心の薄さ

(「現在の市民参画の問題点」)

- ・参加の魅力不足
- ・PRが下手
- ・周知不足

(「問題点を解決するためには」)

「市民参画を促し、協働を推進するためには？」)

- ・成功事例の紹介
- ・生涯学習の充実
- ・NPOなどの活用
- ・ABC委員会との協働
- ・勉強会(セミナー)実施

【実現するためには】

- ・先進事例に習う
- ・若いリーダーの出現
- ・財政支援
- ・高齢者参加
- ・施設の整備と日常的活用

【まとめ】

- ・協働の役割明確化
- ・人財バンク
- ・有償ボランティア制度

(1) 条項の検討について(「市民の権利と責務」)

<村田委員長>いろいろな意見等あるだろうが、次の作業後まとめて議論した

い。では8時まで「市民の権利と責務」を検討項目として、ワークショップを行ってほしい。

- ・ 各グループ内での役割分担を決め検討事項として挙げられた項目について作業を行う

<村田委員長> 次回（第8回検討委員会）の日程は前回決めたが、11月の日程を討議発表の前に決めたい。

- ・ 各委員の都合等を確認し第9回の検討委員会の日程を11月21日（月）午後6時30分からと決定

(2) 全体討議

<村田委員長> それでは各グループの討議結果の発表にうつる。発表を始めてもらいたい。

グループ1

【意見等】

(「市民の定義について」)

- ・ できるだけ広くとる 在住・在勤・在学・事業者・外国人もまちづくりの主体(住民投票のような特別な場合に厳しくする)

(「事業者の位置づけについて」)

- ・ 事業者についての規定は別立にした方がよい

(「市民が守られるべきこと(市民の権利)とは」)

- ・ 市政、まちづくりに参画する権利、不参加する権利
- ・ 国籍・性別・年齢...等に拘わらず平等にまちづくりに参加する権利
- ・ 参加・不参加によって差別的な扱いをうけない
- ・ 情報を得る権利、行政サービスをうける権利

(「市民が守るべきこと(市民の責務)とは」)

- ・ 自らの発言、決定及び行動に責任をもつ
- ・ 次の世代にひきつぐ責任(良好な環境を)

- ・多様性を認める
- ・積極的にまちづくりに参加する（努力規定）

（「その他」）

- ・「市民サービスに伴う負担を分任」 必要なのか？

グループ2

【意見等】

（「市民の定義について」）

- ・市在の個人、団体、事業者

（「市民が守られるべきこと（市民の権利）とは」）

- ・市政情報を知る権利
- ・市政に参加する権利
- ・行政サービスを受ける権利
- ・不当な差別を受けない権利
- ・市民は行政のサービスを受ける権利がある

（「市民がすべきこと（市民の役割）とは」）

- ・市民は行政の事業に協力する
- ・市政に積極的に参加する
- ・ボランティア活動に積極的に参加する
- ・市政に関心を持つこと
- ・ボランティアに参加

（「市民が守るべきこと（市民の責務）とは」）

- ・すべての人権を守る
- ・自らの発言と行動に責任を持つ
- ・弱者、環境にやさしいこと
- ・多様な価値観を認め合うこと
- ・応分の負担をになう

【実現するためには】

- ・地域社会の一員である自覚
- ・市政に役立つ情報の提供
- ・部長級のタウンミーティング

- ・ 市政情報の共有
- ・ 出前講座のPR

出前講座：泉南市では「せんなん伝市(でんし)メール」という名称で呼ばれている。
一定数の出席があれば行政全般に関わる事柄について、団体やグループの求めに応じ市職員が現地に講師として伺い講座を開くもの。

<村田委員長> 意見・質問等あれば言ってほしい。

<委員> (第2グループの) 発表の中でいう「応分の負担」とは納税の義務ということだ。具体の例を出せば、これまで市が年2回行ってきた緑地等の草刈を現在は市が1回行って、あとの1回は住民で行っている。

<村田委員長> 今の具体例は「市民参画と協働」に入るものと思う。ほかに、何か意見はないか。

- ・ 意見出ず

<村田委員長> では、今後のすすめ方について話し合いたい。次回で予定していた項目の検討を終えることになる。今後の予定について事務局の考えはどうか。

<事務局> 予定では次回3項目のご討議をいただいて、ワークショップ方式での作業が終わることになります。その後、これまでのご討議をもとに事務局でとりまとめた条例素案たたき台を議論いただくことになりますが、次回どこまで討議を完了いただけるかにもかかってまいります。

<村田委員長> これまでのワークショップで二つのグループの意見に大きな違いはなかったと思うが、素案たたき台について異なる意見があれば、両論併記するのか。

<事務局> そうです。

<村田委員長> 今聞いてもらった予定で、事務局がとりまとめた素案たたき台をもとに議論し、条文化していくということで各委員構わないか。

- ・ 各委員より了解の声上がる

<村田委員長>では、これをもって本日の委員会は終了とする。

<事務局>ありがとうございました。